

○地籍調査作業員の身分証明について

地籍調査作業員は、下記の身分証明書を携帯しています。仮筆界の設置及び土地を測量する際には、身分証を提示し、地権者等に了解を得た上で行います。

	身 分 証 明 書	No. <u>〇〇</u>
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
所属（会社名）	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	〇〇〇〇	
上記の者は、国土調査法第24条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
業 務 名	〇〇〇〇〇〇〇業務委託	
有効期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
発行日	令和 年 月 日	
発 行 者	住 所 北海道留萌市幸町1丁目11番地 氏 名 留萌市長名	

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）（抄）

第二十四条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 国土調査の実施を妨げた者
- 二 （省略）
- 三 第二十四条の規定による立入を拒み、又は妨げた者

(以下省略)

